

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第1、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について、説明いたします。

今回の専決処分は、平成31年3月31日をもって解散する紫波、稗貫衛生処理組合について、同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及びこのことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年1月4日に専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第7号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第7号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億2,430万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億5,230万9,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を、第1表によりご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の「2、歳入」をご覧ください。

11款分担金及び負担金23万2,000円の減は、地域情報通信基盤施設加入負担金及び撤去負担金43万5,000円の減が主なものであります。

12款使用料及び手数料72万8,000円の減は、地域情報通信基盤施設使用料21万円の減が主なものであります。

13款国庫支出金1,237万2,000円の減は、地域生活支援事業費補助金228万2,000円、消防防災施設整備費補助金269万3,000円の減が主なものであります。

14款県支出金3,510万1,000円の減は、森林病虫害等駆除事業費補助金243万2,000円、森林環境保全直接支援事業費補助金2,516万7,000円の減が主なものであります。

15款財産収入960万9,000円の減は、町有林立木売払代金1,082万9,000円の減が主なものであります。

16款寄附金159万円の増は、指定寄附金149万円の増が主なものであります。

17款繰入金1億409万2,000円の減は、財政調整基金繰入金1億400万円の減が主なものであります。

19款諸収入3,324万円の増は、陸前高田市派遣職員人件費負担金671万7,000円、岩手県後

期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金1,122万2,000円の計上が主なものであります。

20款町債9,700万円の減は、過疎地域自立促進3,060万円、町道改良等3,450万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の「3、歳出」をご覧ください。

1款議会費131万2,000円の減は、議員共済負担金43万2,000円、費用弁償50万円の減が主なものであります。

2款総務費1,885万円の増は、退職手当特別負担金1,937万2,000円の計上が主なものであります。

3款民生費2,282万3,000円の減は、臨時保育士等賃金及び社会保険料1,411万3,000円、保育所運営費管外委託料の減が主なものであります。

4款衛生費4,492万5,000円の減は、検診及び予防接種に係る手数料及び委託料、飲料水施設整備費補助金2,000万円の減が主なものであります。

6款農林業費8,545万4,000円の減は、町有林素材生産事業委託料、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費718万8,000円の減は、起業奨励金150万円、石楠花荘改築事業負担金186万1,000円の減が主なものであります。

8款土木費5,699万4,000円の減は、急傾斜地崩壊対策事業費等負担金1,500万円の増、道路改良等工事費の減が主なものであります。

9款消防費1,954万9,000円の減は、耐震性貯水槽設置工事費、大船渡地区消防組合分担金177万7,000円の減が主なものであります。

10款教育費1,113万8,000円の減は、住田高等学校教育振興事業補助金247万4,000円、特別支援児学習支援員賃金299万2,000円の減が主なものであります。

13款諸支出金628万9,000円の増は、東日本大震災復興基金積立金の計上によるものであります。

14款予備費6万円の減は、予算調整によるものであります。

次に、繰越明許費を第2表によりご説明いたします。

7ページをお開き願います。

8款土木費、1項道路橋りょう費、橋りょう補修事業及び道路改良事業、9款消防費、1

項消防費、耐震性貯水槽整備事業、10款教育費、2項小学校費、普通教室空調設備設置事業、同じく3項中学校費、普通教室空調設備設置事業は、実施期間に日数を要するため、繰り越しし、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表によりご説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は、追加です。庁舎等建物清掃委託を追加しようとするもので、期間は平成31年度、限度額は804万6,000円であります。

次に、地方債の補正を第4表によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

今回の補正は、変更です。

住民交流拠点施設改修事業は50万円を減額し950万円に、コミュニティバス整備事業は110万円を減額し510万円に、石楠花荘改築事業は190万円を減額し1,010万円に、町道改良等事業は3,450万円を減額し5,480万円に、消防団車両整備事業は480万円を減額し1,220万円に、耐震性貯水槽整備事業は890万円を減額し2,510万円に、住田分署水槽付消防ポンプ自動車整備事業は1,350万円を減額し3,650万円に、スクールバス購入事業は120万円を減額し680万円に、過疎地域自立促進事業は3,060万円を減額し7,530万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 3点伺います。

1点目、16ページ、歳入、14款県支出金、2項県補助金、4目農林業補助金、2節林業費補助金の特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金91万3,000円の減額について伺います。この減額は、薬剤の変更によるものようですが、具体的になぜこのように減額になったのでしょうか。

2点目、17ページ、歳入、14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の4,000円について伺います。そこにいわてグラフ配布委託金、いわて県議会だより配布委託金という項目があります。実際に配布しているのは行政連絡員の方とか班長さんだと思うんですが、このお金はどのような使われ方をしているのでしょうか。

それから3点目、23ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料の説明の3行目にある出会い支援事業委託料について伺います。この項目は、結婚相談員制度の終了と関連しているのでしょうか。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の減額理由ということでお答えさせていただきます。

この減額につきましては、昨年度、当初予算要求前に県に対してその補助金の計画書を提出しなければなりません。その際には、忌避剤塗布、これまでやってきたヤシマレントという薬を使って忌避剤の塗布を行ってききましたけれども、それで計画をしておりました。しかし、その後、その薬剤が製造中止ということになりまして、当初予算では忌避剤散布の薬を使うということで予算措置をさせてもらい、県に対しては補助額の増額を要求、要望してきましたけれども、増額にはならなかったということで、補助金につきましては忌避剤塗布の算定での補助金となりますので、事業費とすればヘクタール当たり忌避剤塗布で7、8万円、それから散布になりますと14万円ぐらいということでこの減額となったものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、2点目と3点目についてお答えいたします。

1点目のいわてグラフ等の配布の委託金につきましては、行政情報の広報という取り組みの考え方から、すみだ広報の印刷等の費用に充当をさせていただいております。

それから、2点目の出会い支援事業の関係ですけれども、これは相談員とかの事業が廃止したことに伴う減額ではなくて、出会いイベントを開催していただける方に対する事業費を計上していたものですけれども、今年度においては出会いイベントの開催を実施するというに至らなかったものですから、減額するものであります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） それでは2回目の質問をいたします。

1点目、そういう感じでヤシマレントというのが塗布する忌避剤であったんですけれども、それが散布する方式に変わったのでいろいろあったということだと思いますが、そのヤシマレントというのは製造終了になったというふうに聞いております。そのヤシマレントが製造中止になることをそのヤシマレントの業者はもっとよく通告してくれていれば、こちらの作

業というか、手続きもうまくなったのではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それから2点目、先ほどもちょっと触れましたけれども、この配布ということに関して、行政連絡員さんや班長さんなど住民に直接手渡しして配布している側への報酬ということは現在どう考えておられるのでしょうか。

それから3点目、この出会い支援事業というのは実施されなかったということですが、伺いますと、この出会い支援事業ということについては、みんなのできる補助金のほうへ移行する方向のようですが、その理由について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 確かに県に申請する前にわかっていたら散布の部分での申請ということになったかもしれません。ただ、県への計画ですか、その計画を出す時期が8月、9月あたりなんです。ヤシマレントが製造中止になった理由というのもちょっとわかりませんし、時期もしれませんが、当初予算を出す前にそういう情報が入ってきたという状況になっております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、2点目の行政連絡員の関係についてお答えをいたします。

行政連絡員さんには当方から文書の配布が主でありますけれども、月2回ほど依頼しているという形であります。報酬とか班長報酬も含めてさまざまご提案いただきますけれども、当面はこの形で進めていきたいというふうに思っております。平成24年、その当時に地域協働という部分で、それこそ地域からご協力をいただくという側面を掲げまして策定しました合併問題に関するときの取り組みであります。それを継承した中で、住民協働という形でお願ひできればというふうに思っております。配布の費用の部分についての歳入については財源としていただいておりますので、印刷費に充てる、あるいは連絡員さんの報酬に充てるという部分ですけれども、出すほうについては当面、今の形を維持していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、3点目の出会い支援事業がみんなのできる事業へ移管されるというについてお答えいたします。

今までの議会でも荻原議員から何度か出会いイベント、結婚対策について質問いただいているところですが、少子高齢化時代にあって結婚を期待されるというようなアンケート結果も多々ございますが、実際に当事者の方々の声を聞きますと、やはり出会い目的のイベントというのは参加しづらいというような声も届いております。現在、みんなのできる町づくり事業については、町内にある自主的な活動団体がいろんな企画を出して、補助金を使いながら町づくりを進めております。31年度、新年度においても、交流の事業の中に間接的に出会いの結果を求めるような事業を行いたいというような相談も来ておりますので、出会いのイベントを開催する側にとっても参加する側にとっても、みんなのできる町づくり補助金のほうが使いやすいただろうという判断のもとに変更するものであります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） それでは3回目の質問をいたします。

1点だけ、1点目のことについてです。ヤシマレントという薬剤は1、2年用の苗に対してということのようです。今、3年から5年のものはコニファーという薬剤になっていたようですが、今度はずっとコニファーで一本化されるというふうに伺っております。そうすると、1年のヤシマレントでやったときに比べて効果というか、食害対策は大丈夫なのでしょうか。また、それはシカやサルなどの他の動物にも効果があるものなのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） このカモシカ食害対策事業で行っているものは私有林の部分を行っております。1年生から5年生対象で、この事業につきましては全てヤシマレントで行ってきた事業であります。そして、1つ目の質問の効果ですけれども、効果はあるというふうに認識してやっておりますし、主に被害に遭うのはシカの部分でございます。そのシカ、カモシカでございますが、その部分には効果があるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） それでは3点お伺いします。

30ページです。保健衛生の関係の4目の環境衛生費の部分の19節の補助金の、要するに飲料水施設の整備費補助金の部分ですが、事業としてならなかったということがその理由だと思えますし、それなりの理由があると思うんですが、いずれ、予算計上するという形という

ことはきちんとした計画に基づいたのかなというふうに思っていたのですが、その辺の顛末をお伺いしたいと思います。せっかく審議しながら予算決定しているのに、何でこういうことになったのか伺いたいと思います。

それから2つ目は33ページです。

林業費関係の3目の財産造成です。13節の委託料にかかわってですが、いろんな理由があるにせよ、6,200万円ほどの減額というのは、何のための予算審議のかなというふうに疑問を持たれますので、その辺の理由をお伺いしたいと思います。

それから3つ目、37ページ、教育総務費の中の一番上の19節の住田高校への教育振興事業補助金ですが、住田町として独自にこういうふうな形の執行はきちんと目的があって、計画があって予算等を見ているんですが、その残額というのは一体何なのかなというふうに思いましたので、この部分についての説明を願いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 飲料水施設整備補助金の関係でございますが、今年度、交付申請を予定した組合が3組合ございました。3組合とも本年度の事業完了を目指したわけでございますが、それぞれ工事等の関係で都合がつかなくなり、次年度に延ばしたいというふうな申し出がございましたので、全額を減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私からは、財産造成の委託料ということでお答えさせていただきます。

この中で一番大きな減額というのが森林環境保全直接支援事業ということになります。この中の主な減額理由でございますけれども、当初予算要求時には詳細面積が分収造林返戻地も見込んで約30ヘクタールで予算化をさせていただいておりました。この実績が7.52ヘクタールとなったため、その植栽面積が減ったことによって、また下刈りや忌避剤散布の事業料も当初見込みよりも少なくなったという理由によるものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 住田高校教育振興事業補助金の減額についてであります。主な理由として給食費支援のところ、それから通学支援の補助金になります。その実績に伴う減額ということになります。当初予算時よりやはり実際に入学した生徒も見込みより30年度に

おいては少なかったこともありまして、そういったことで人数が減った等の理由で予算計上時よりは減額となってしまったものであります。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 1つ目の水道関係は、いずれいろんな事情で来年度への繰り延べといえば変ですが、そういうふうな形になったんだということで間違いはないですね。わかりました。

2つ目の財産造成にかかわっては、そのとおりの事情ということは、面積の関係というのはよくわかりますが、何でこういうふうになくなったのかというあたりをお伺いしたいと思います。

それから住田高校についてはそのとおりで了解しました。いずれ、補助金を出したものを住田高校でこういうふうに使った、ああいうふうに使ったと細かく言うことはないにせよ、きちんとした今のような形のこういうふうな支出ということで、実績に基づいた部分というのであれば補助金なりの目的がきちんと証明されたというふうに思いますので、その分については了解しました。

2点目だけお願いします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 先ほど説明しましたけれども、分収造林の返戻地ということで、平成30年度の当初予算要求する時点で分収造林を売り払って町で地ごしらえ、再造林の作業を行っていない面積が約105ヘクタールありました。そういったところの返戻地、辺地が予想されましたので、予算がないと事業もできませんので、当初予算で30ヘクタールを見込んでおりましたけれども、先ほど説明したとおりの実績ということになってしまったということとであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 確認しておきますが、返戻されたところについてはきちんと再植林しましたよと、こういうふうな解釈でよろしいですね。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） これまでもそうですけれども、返戻地につきましては造林不適地以外については全て再造林をしております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第8号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第8号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,765万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,974万7,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税1,400万6,000円の減は、一般被保険者国民健康保険税1,251万1,000円の減と退職被保険者等国民健康保険税149万5,000円の減であります。

3 款県支出金1,416万4,000円の減は、普通交付金1,024万円の減と特別交付金、特定健康診査等負担金分392万4,000円の減によるものです。

5 款繰入金69万円の増は、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金118万5,000円の増と出産育児一時金等繰入金56万円の減が主なものです。

7 款諸収入17万1,000円の減は、特定健康診査自己負担金の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費60万5,000円の増は、一般管理費の増が主なものです。

2 款保険給付費1,114万1,000円の減は、一般被保険者療養給付費742万2,000円の減と退職被保険者等療養給付費802万3,000円の減が主なものです。

3 款国民健康保険事業費納付金1,613万2,000円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減であります。

5 款保健事業費98万3,000円の減は、特定健康診査等事業費114万3,000円の減が主なものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6 番、佐々木春一君。

○6 番（佐々木春一君） それでは3点の部分で確認をさせていただきますけれども、8ページの2款の保険給付費、一般被保険者療養給付費並びに退職者の分の給付費ともに減額補正になっているわけですが、この状況からすると当初予算で見込んだ以上に医療費がかからなかったというふうに捉えてよろしいのか確認させていただきます。

次に、9ページの2款の同じ保険給付費の中で、高額療養費が逆に増額になっておりますので、この増額を見込まなければならなかった疾病の特徴があればお聞かせいただければと思います。

3つ目が同じく9ページの3款の国民健康保険事業の納付金を1,600万円ほど減額補正をしているわけですが、当初の納付金の金額に対しての見込みで算出基準との照らし合わせの中で減額してもいい状況になったというふうに理解していいのか、その3点について

お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） まず1点目の療養給付費の減額についてでありますけれども、当初よりも被保険者が減少したということもありますし、医療費がかからなかったという現状がありますので、減額したところであります。

2点目の高額療養費につきましてですけれども、傾向として入院の患者さんが多かったということや大きな手術があったということで、被保険者が少ないために何件か大きな手術などがあると大きく予算にも影響するという部分であります。

それから、3点目の納付金につきましてですけれども、県に納める納付金の額は当初と変更はございませんが、29年度からの繰越金を予算上納付金に充てたために、3月補正の全体の調整のために減額となったものであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 2点目の高額療養費のところ、入院の患者が増えたというところで、保健課長の確認になるだろうと思いますけれども、この件は地元の開業医がなくて、こまめに病院にかかれなくて重症化になって入院をせざるを得なかったという、国保の対象者がそういう状況になったというような要因で捉えることができるのかどうか、その点、確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 要因という部分でございますけれども、全てが全てそのように重症化が原因でということも、ちょっとそこまでは限定はできないかもしれませんが、そういった形で重症化になった方々が突然といいますか、入院をして高額の対象になったという傾向はあるかと思えます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第9号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第9号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

歳入予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳入補正予算事項別明細書、歳入をご覧ください。

4款繰入金の総額に変更はなく、内訳は一般会計繰入金699万7,000円の増、下水道事業減災基金繰入金699万7,000円の減となります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第10号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第10号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,201万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,720万7,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

1款保険料、1項介護保険料650万円の減は、第1号被保険者特別徴収保険料の増が主なものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担542万4,000円の減は、介護給付費負担金の減、2項国庫補助金434万9,000円は調整交付金373万2,000円の減と地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）148万5,000円、保険者機能強化推進交付金124万8,000円の増が主なものであります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金2,143万3,000円の減は、介護給付費交付金2,478万6,000円、平成29年度追加交付分354万8,000円の増が主なものであります。

5款県支出金、1項県負担金294万6,000円の減は、介護給付費負担金の減であります。

同じく5款県支出金、2項県補助金93万3,000円の減は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）74万3,000円の減が主なものであります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金342万8,000円の減は、介護給付費繰入金290万円の減、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）74万3,000円の減が主なものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費12万2,000円の増は、第三者行為求償事務手数料の増、電算システム改修委託料の増であります。

同じく1款総務費、3項認定調査費20万円の増は、主治医意見書作成料の増であります。

同じく1款総務費、4項介護認定審査会費5万7,000円の減は、気仙広域連合負担金の減であります。

2款保険給付費、1項介護等給付費2,320万円の減は、介護給付費2,400万円の減、高額介護サービス給付費80万円の増が主なものであります。

4款基金積立金、1項基金積立金369万2,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業任意事業386万1,000円の減は、家族介護用品購入費助成149万円の減、生活支援コーディネーター設置事業委託料の減が主なものであります。

同じく5款地域支援事業、2項介護予防・生活支援サービス事業53万9,000円の増は、介

護予防・生活支援サービス事業委託料の減と介護予防・生活支援サービス給付費28万円の増が主なものであります。

同じく5款地域支援事業、3項一般介護予防事業99万円の減は、臨時職員賃金92万円の減が主なものであります。

同じく5款地域支援事業、4項その他諸費4,000円の増は、審査支払手数料の増であります。

続きまして、介護サービス事業歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ57万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229万9,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を16ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

16ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

なお、詳細は18ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

1款サービス収入、1項予防給付費収入57万円の減は、介護予防サービス計画費収入の減であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は同じく18ページです。

3、歳出、1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費57万円の減は、ケアマネジメント業務委託料の減であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 1点伺います。

12ページ、歳出、5款地域支援事業、1項包括支援事業・任意事業、1目包括支援事業・任意事業、13節委託料の説明の生活支援コーディネーター設置事業委託料について伺います。この生活支援コーディネーター設置事業というものですけれども、これは今度できたすみちゃんとか、訪問看護ステーションとは別のものでしょうか。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） おっしゃるとおり、訪問看護ステーションの事業とは別のものとなります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） そうすると、この生活支援コーディネーターというのはどんな仕事で、どこに設置して誰に委託する事業なのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 生活支援コーディネーターの事業は、地域の方々の困りごとでありますとか、介護の相談といったものをトータル的にコーディネートしていただく方ということで設置をしているものでございます。それで、現在は社会福祉協議会さんのほうにお願いをして設置をしているところでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 11ページの2款の保険給付費の介護給付費が2,400万円の減額補正になっており、説明のところでは特に居宅介護サービスの給付費が2,000万円の減額補正になっているわけでありますが、これは介護サービスから総合生活事業がスタートしているわけでありますが、介護サービスを利用しない総合生活支援事業に回るといようなことの背景もあってこういうふうになっているのか、利用者が減少して減額の補正をしたものか、その点のところをお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 居宅介護サービス費につきましては、おっしゃるとおり減少をしておりますが、当初予算で見込んでいたよりも利用者数が伸びていないということでございましたので、減額をしたものでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） そうしますと、介護保険のサービスにかかわらない総合生活支援のほうの比率が介護度のかかわりで回ったという傾向ではなくて、利用者が少なくなったというふうには理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） おっしゃるとおり、総合事業のほうに回っていらっしゃる方もいると思いますし、利用者数自体がいずれ減少してきたという部分もございますので、介護予防をいろいろ取り組んでいる部分の成果でもあったのかなというふうに思っております。

す。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 最近の出来事で気にかけていることがありまして、実は介護サービスを受けていない方で健康であったと思われる方が突然死、高齢者のひとり暮らしでなったという事例があったわけでありまして。それで、一般会計のほうで緊急通報装置の設置事業等も行っているわけですが、介護サービスを受けていなくても、高齢者ひとり暮らし等を見守る体制というものもあわせて考えていかなければならない状態の事案もあったということで、その辺の配慮をしていかなければならないというふうに思われるわけでありまして、介護事業とそういった高齢者の見守りの活動との連携の部分をごどのように考えて、これから取り組むべきかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今おっしゃいましたとおり、例えばひとり暮らし老人の方であれば、緊急通報装置というようなことで見守りをしている方々もいらっしゃいます。それから、今、各地で行っているミニデイ、そういった部分でミニデイの活動もしながら、みんなで見守りをするという意味合いもございますので、そういった部分でのチェック、それから今、郵便局さんのほうで郵便配達をしながら見守りまでお願いするようなこともやっておりますので、地域ぐるみで見守りをしていくような体制をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第11号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第11号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,234万2,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料の補正は、特別徴収保険料694万4,000円の増と普通徴収保険料694万4,000円の減であります。

3 款繰入金118万6,000円の減は、一般会計繰入金の事務費繰入金14万4,000円の減と保険基盤安定繰入金104万2,000円の減によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費14万4,000円の減は、一般管理費1万円の減と徴収費13万4,000円減によるものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金104万2,000円の減は、後期高齢者医療広域連合納付金、

保険基盤安定負担金の減であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 一般会計の補正の中で岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の返還金が1,100万円ほど増額補正になったわけではありますが、この返還金が特別会計に連動しないものかどうか、その点のところを確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 一般会計の雑入に戻りました負担金については、当初の見込みよりも医療費がかからなかったという部分で、人工透析などが減ったということもありまして減額になったものであります。特別会計との連動につきましては、直接はないものと考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第12号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第12号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例についてご説明いたします。

今回の条例制定は、町内にある空き家を活用して定住をしようとする者の住宅を確保し、定住促進を図るために必要な事項を定めようとするものであります。

第1条は条例の趣旨であります。

第2条は用語の定義をするものであります。

第3条は、本条例において町が管理運営しようとする空き家活用住宅の設置についてであり、名称、定住促進空き家活用住宅第1号の所在地、住田町世田米字松ケ平41番地5、構造、ブロック造り平屋建て、名称、定住促進空き家活用住宅第2号、所在地、住田町世田米字川向68番地5、構造、木造2階建ての2戸を設置しようとするものであります。

第4条は入居者の公募の方法について定めるもので、第1項は空き家活用住宅の入居者の公募について、町広報、または回覧文書や町のホームページ等の方法のうち、2つ以上の方法により行う旨について、第2項は空き家活用住宅の入居者の公募について、空き家活用住宅の所在地や入居者資格、選考方法の概略等の必要な事項を公示することを定めようとする

ものであります。

第5条は入居者の資格について定めるもので、定住者促進を目的としている観点から入居者資格は町外からの移住者に限らず、結婚等を機に町外に転出する可能性がある若い世代や、町内にほかに住まいがないため町営住宅に入っている方にも資格が与えられることを定めようとするものであります。

なお、第1号のア及びウについて、45歳未満とした根拠は、本条例と同じく、人口増と定住を目的として受け入れた住田町地域おこし協力隊員の募集資格を20歳以上45歳未満としていたことによるものであります。

また、第1号のウについては、結婚から子供が生まれるまでの間の世帯への住居確保を行うおうとするものであり、不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱において助成期間を通年5年としていることから、5年以内と定めようとするものであります。

第6条は入居の申し込み及び決定について定めようとするもので、入居しようとする者は町長の定めるところにより入居の申し込みをし、入居者が決定した場合はその旨を決定者に対し通知することを定めようとするものであります。

第7条は、入居者の選考について定めるもので、応募多数である場合は公開抽選、またはその他公正な方法により入居者を決定する旨を定めようとするものであります。また、選考においては、居住予定者に町内に住所を有してきた期間がある者、その他町長が適当と認める者の申し込みを優先することができる旨を定めようとするものであります。

第8条は住宅入居の手続きについて定めるもので、第1項は入所者の決定した空き家活用住宅について、決定のあった日から原則として10日以内に町と入居決定者の間で連帯保証人の連署のある契約書により賃貸借契約を締結する旨定めようとするものであります。

第2項、第3項は、入居決定者は第1項により締結した契約書に記してある入居可能日から原則として14日以内に入居を開始しなければならない旨を定めようとするものであります。

第4項は、入居決定者が申し込みの書類に虚偽の記載をしたとき、また、第1項の手続き及び第3項の期間内で入居開始を行わない場合に入居の決定を取り消すことができることを定めようとするものであります。

第9条は貸し出し期間等について定めるもので、第1項は、空き家活用住宅を入居者に貸し出す期間を、町有住宅の場合は原則10年間とし、借り上げ住宅の場合は町長と所有者との借り上げに関する契約に定める期間内にしようとするものであります。貸し出す期間を原則10年とした理由は、総務省の過疎地域等自立活用推進交付事業のうち、定住促進空き家活用

事業の採択を受けた場合に空き家等の修繕費の一部に交付金が交付されますが、そのうち、町が空き家所有者から借り上げを行う住宅については、10年間以上借り受けを約するという規定があることを根拠としているものであります。

第2項及び第3項は貸し出し期間の満了、またはやむを得ない事情により借り上げに関する契約が解除される日により終了し更新しないものを定め、あわせて借地借家法第38条第2項の規定により書面を交付して説明しなければならない旨を定めようとするものであります。

第4項は、借地借家法第38条第4項の規定により、貸し出し期間が終了する場合は1年前から6カ月前までの間に入所者に解除の通知をしなければならない旨を定めようとするものであります。

第10条は入居の承継について定めるもので、入居者が死亡し、または退去した場合において、同居していた者が引き続き居住を希望するときは町長の承認を得なければならないことを定めようとするものであります。

第11条は同居の承認について定めるもので、入居の際に認められた者以外の者を同居させようとするときは町長の承認を得なければならないことを定めようとするものであります。

第12条は家賃の決定及び変更について定めるもので、第1項は、空き家活用住宅の月額家賃について、間取りや保存状態を考慮し、定住促進空き家活用住宅第1号を月額4万円、定住空き家活用住宅第2号を月額5万円としようとするものであります。

第2項は、経済情勢、公租公課の変動等により必要が生じたときは、入居期間中であっても、入居者と協議の上家賃を変更することができる旨を定めようとするものであります。

第13条は家賃の納付について定めるもので、家賃の納付について原則毎月末日に当月分の家賃を支払うこととし、退去の際に検査を受けなかった場合は、町長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収することを定めようとするものであります。なお、当月の入居期間が1カ月に満たない場合は日割り計算をした額とするものであります。

第14条は敷金について定めるもので、入居者から入居時における3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することとし、退去時に全額を還付することを定めようとするものであります。なお、この敷金には利子をつけないものとするものであります。

第15条は敷金の運用等について定めるもので、敷金を安全確実な方法で運用し、利益金は空き家活用住宅の整備に要する費用に充てるものとするを規定しようとするものであります。

第16条は費用の負担について定めるもので、第1項は、空き家活用住宅の修繕に要する費

用の負担については、構造上重要でない軽微な修繕に要する費用を除き、所有者、または町の負担としようとするもの、第2項は、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、当該入居者は修繕し、その費用を負担することを定めようとするもの、第3項は、入居期間中の入居者が負担しなければならない費用を（1）から（6）のとおり定めようとするものであります。

第17条は入居者の保管義務について定めるもので、入居者は、空き家活用住宅を適切に維持しなければならず、自己の責めに帰すべき事由によって滅失、または棄損したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない旨を定めようとするものであります。

第18条は禁止事項について定めるもので、入居者は町長の承認を得ない入居以外の用途利用、他の者への貸与、または入居の権利の譲渡及びその他町長が管理上必要と認めた事項を禁止することを定めようとするものであります。

第19条は原形の変更について定めるもので、入居者が空き家活用住宅の原形を変更しようとするときは、あらかじめ町長及び所有者の承認を得なければならない旨を定めようとするものであります。

第20条は立ち入り検査について定めるもので、第1項及び第2項は、管理上必要と認めるときは、入居者から立ち入りの許可を得た上で、町長から任命された住宅監理員に空き家活用住宅の検査及びそれを伴う指示をさせることができるものを定めようとするもの、第3項は住宅監理員について、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない旨を定めようとするもの、第4項及び第5項は、火災等の緊急やむを得ない事態が発生した場合は、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、町長が指定した者を空き家活用住宅内に立ち入らせることができることを定めようとするものであります。

第21条は明け渡しの検査について定めるもので、空き家活用住宅の明け渡しの際は、入所者は10日前までに町長に届けて住宅監理員等の検査を受けなければならない旨を定めようとするものであります。

第22条は賃貸借契約の解除及び空き家活用住宅の明け渡し請求について定めるもので、入居者が不適当な行為を行ったとき、または入居期間が満了したとき、もしくは入居期間が満了する前に所有者と町長との間の借り上げに関する契約の期間が終了したときにおいては、町長は空き家活用住宅の明け渡しを請求することができることとし、その場合、入居者は速やかに明け渡しをしなければならない旨を定めようとするものであります。

第23条は補則であり、この条例の施行に必要な事項は規則で定めようとするものであります。

附則は、条例の施行日は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 移住定住を促進するという意味ではよろしいかなと思いますが、若干気になることがありますのでお伺いをいたします。以前に町営住宅でやはり移住定住をされた方が、引き渡し時にトラブルで町のほうで裁判ごとまでいきまして、弁護士さんを頼んで解決をしたという例がありました。そのときは、借り主の方はもう住んでいなくて、ただ、住宅の中に有価物とといいますか、その方のものがあって、そのものを処分するといいますか、撤去するというか、そのことにかなり時間を要したわけですが、今回はそういうものの解決の、管理運営規程の中に生かされているのかどうかまずお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回、移住政策ということで、このような空き家を活用して人口増につなげよう、あるいは町外から、町外へ住宅を求める人を町内に引き止めようという施策でこのような条例を制定させていただいたものであります。制度というのは、制度を利用しやすい条例規則等の設定、あるいは一方で、村上議員おっしゃるような、きちんとした管理をできるかどうかという、規定を設けるかというような観点も必要だろうというふうに考えております。今回については、具体的に管理のための罰則等というものは設けてございませんけれども、今後、定住交流が進む中で外の人を受け入れていく、ハードルの低い使いやすい条例の制定の中でも連帯保証人、あるいはこの地域のコミュニティについてよく理解をいただいた方々について選考していくというような、こちらの選考の場面での注視が必要かなというふうには考えてございます。共生の町づくりというふうに町長も以前から申し上げておりますように、受け入れる側の、見守るといいますか、そういう視点も必要なのではないかなというふうに思いますので、最初から厳しいといいますか、あまりハードルの高い罰則規定などを設けることがこの施策に合っているのかなというところは今後考えていかなければならないことかなというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 今回はハードルを低くして移住定住しやすいというふうな方向でいきたいというふうな課長の答弁でございましたが、いずれ問題が起きたときに大変なわけでございます。今後、罰則規定みたいなものもきちっとやっぱり設けた上で、承諾をしていただいて入居をするということが大事なんだと思います。

もう一つは、27年の11月ですから、もう2年半前ですか、和歌山県の色川地区の原会長さんをお招きして移住定住の講演会をみんなで聞いた機会があったんですが、そのときに言われたのは、なぜ移住をやるのかと、それは人口増というのものもあるのかもしれないけれども、結果的にそれは量ではなくて質なんだと、入ってくる人の質を見極めないといろんなそういうトラブルがあるということで、その質を見分けるというか、そのために、例えば行政が窓口当初はなるわけですけども、地域の方々も受け入れの窓口になると。例えば自治公民館長さんとか何人か、例えば世田米の川向地区に移住する場合は、その地区の方々の代表者、何名かにも会っていただいて、今後の移住定住もスムーズにいくようにするというふうなことも重要だというふうに言っていたわけ。その辺は今後、どういうふうに具体的に受け入れ窓口ですね、行政だけではなくて地域の窓口といいますか、そこが多分これからやるつながりの重要性を抱える小さな拠点づくりに重要な点だというふうに私は思いますので、ご回答お願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 地域の方々が面談に当たるという方法もあろうかというふうには思います。ただ、かつて移住政策の中で、農業をやりたいとか林業をやりたいということで住田町に移住された方と地域のつながりを最初から強くしたことによってなかなかうまく進まなかったという事例もありますので、やはり最初の窓口の行政のところできっかりと、その方がどういう意図を持ってこの町に住もうかというところをきっちりとつかみながら、コミュニティとのつながりをどの程度つけていくかというものの判断が必要ではないかなというふうに思いますので、全て同じような対応というのはなかなか難しい施策ではないかなというふうには思っておりますので、一律こうしますというよりは状況を見ながら判断をしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） この定住促進の空き家活用住宅については、私個人的には待ちに待った具体的な動きかなというふうに思っています。それで、ただ、町民の方の話を聞いた中で

意外とわからないのは、一般にある町営住宅とそれから今回の取り組みについての違いを今一つ認識していないというのが現状だと思いますが、まず1条の趣旨にもありますけれども、この部分についてきちんと、違いね、この部分についてはいいんですが、今までの町営住宅とは施策的にこうなんだよというあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 町営住宅につきましては、ご承知のとおり、一定の入居要件がありまして、住宅を求める方ということになるかというふうに思いますし、今回は町営住宅の入居要件に該当せずに住宅を求め、この町で定住していくという意向を持った方が対象ということになるかというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） まさにそのとおりということですが、この中で募集等々お知らせについてホームページを使うと、そういうふうにありますので、その分についてはきちんとお知らせの形でやってほしいと思いますし、もう一つは、ホームページのコーナーのほうに移住定住情報というふうな形の一つの部分があるんですが、あの要項の中にも入れてほしいなというふうに思います。そのときそのときのお知らせとは別に、住田町を発信する原点となっている一つのコーナーが決まっていますので、その中にも入れてほしいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 情報の発信の具体的なところはこれからですので、議員のおっしゃるとおり、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） ぜひとも、発信の部分でございますので、町営住宅ではなくて、こういうふうな形の住宅策をやっていますよということは広く出してほしいなというふうに思います。それで、今回は2戸ということですが、今後の展望があるのであればということと、もう一つですね、条例とすれば例えば趣旨、この条例は町内にあるというような言い方をしていますけれども、逆に住田町内というふうな、住田を入れなくてもいいのかどうかの確認もあわせてお願いしたいなと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） これは町の条例でありますので、町内というふうな表現をさせていただいているところでもありますし、今後の展望につきましては、今回2戸でございま

すけれども、当初から議員の皆様には3戸取り組みますよというお話をさせていただきました。今回、2戸の工事が完成して春から募集をかけられる状態になっておりますが、残り1戸については店舗を併用している住宅でありまして、老朽化もあるということで今年度の工事が完了にはならなかったというところと、店舗という特別な用途を持っているものですから、今後の改修のあり方について少し時間をかけて考えたいという部分もありまして、2カ年にわたって工事をして来年度ということになります。来年度につきましても、この事業を国のほうの交付金の申請を既にしておりまして、来年度も今の2戸、年度をまたぐ1つのほかに2戸を改修する予定で現在進めております。ですから、来年度末には5戸というような形になろうかというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） ほか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 条例が提案され設置物件も明らかにされましたので、実務のところで確認をさせていただきます。今回の2戸の部分については、第2条における用語の定義の中での借り上げ住宅、町営住宅、どちらに該当するのか、まず確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回の住宅については借り上げ住宅になります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 次に家賃の設定についてであります。今回の借り上げ住宅のリフォームの工事費を見ると、川向住宅が税込みで390万円、それから松ヶ平の住宅が税込みで850万円となっております。この費用とは関係なく、建物物件の大きさといえますか、そういったことで家賃が設定されているんだなというふうに条例で提案されたもので判断するわけではありますが、家賃設定の基準というものをどのように考えているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） おっしゃるとおり、建物の規模等に合わせて設定しているというところもありますけれども、工事費等も勘案した中で、10年間の借り上げたときの試算をした状況でこのような家賃設定になったものでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 終わりに、この施工後の担当課はどこになるか最後にお聞きします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 担当課はこの事業と同じように企画財政課になります。

○議長（菊池 孝君） 1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 3ページの14条について伺います。ここで読みますと、「町長は」というところからですね、3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するというふうに書いてありますけれども、そうすると範囲内ということはゼロということもあり得るのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） ゼロという設定は想定をしております。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） そして、これがゼロというような極端なことは考えておられないということですが、いずれにしても幅があると、それについて町長が徴収するということは決めるということだと思えるのですが、そうすると、そのとき、そのときで何カ月というふうに決めるということでしょうか。それとも、もうまた個々の住宅でそれぞれ違う設定をするということでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 基本的には3カ月というような想定ですが、入居者の、例えば生活保護の方とか特別な事由にある方というのも、この入居要件から排除することはありますので、そういう入居者の状況によっては判断しなければならないこともあるだろうという想定の中でございます。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） いろいろ裁量のようなことがあると、また手続きが大変になるのかなというふうに思ったので質問しました。そういうことであれば了解したいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算、日程第9、議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算、日程第11、議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第1号から議案第6号まで、各会計の平成31年度予算案についてご説明いたします。

まず、議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ47億5,300万円で、前年度当初予算比3,300万円、0.7%の増であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要については、第1表、歳入歳出予算でご説明いたします。債務負担行為につきましては9ページの第2表、地方債につきましては10ページの第3表のとおりであります。

一時借入金の借入れの最高額については、6億円と定めようとするものであります。

次に、第1表、歳入歳出予算により、款ごとの概要をご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、11ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

1款町税は4億6,661万5,000円で、前年度比225万8,000円の増は、法人町民税及び固定資産税の増が主なものであります。

2款地方譲与税は5,490万円、3款利子割交付金は59万円、4款配当割交付金は93万円、5款株式等譲渡所得割交付金は85万円、6款地方消費税交付金は9,800万円、7款自動車取得税交付金は360万円、8款環境性能割交付金は168万6,000円、9款地方特例交付金は59万8,000円、10款地方交付税は21億円、11款交通安全対策特別交付金は75万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12款分担金及び負担金は1,044万4,000円で、前年度比30万2,000円の増は、地域情報通信基盤施設使用料、町営住宅使用料の増が主なものであります。

13款使用料及び手数料は8,817万9,000円で、前年度比146万円の増は、空き家活用住宅使用料の計上が主なものであります。

14款国庫支出金は2億9,162万9,000円で、前年度比5,843万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金、消防防災施設整備費補助金の減が主なものであります。

15款県支出金は2億6,987万5,000円で、前年度比1,153万円の増は、参議院議員通常選挙及び岩手県知事・県議会議員選挙執行委託金の増が主なものであります。

16款財産収入は8,381万9,000円で、前年度比7万6,000円の減は、応急仮設住宅貸付料、町有林立木売払代金の減が主なものであります。

17款寄附金は1,000万1,000円で、前年度比500万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18款繰入金は7億466万3,000円で、前年度比902万5,000円の減は、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金の減が主なものであります。

19款繰越金は3,181万3,000円で、前年度比20万4,000円の減であります。

20款諸収入は6,195万8,000円で、前年度比716万9,000円の増は、市町村振興交付金及び助成金の計上が主なものであります。

21款町債は4億7,210万円で、前年度比1,860万円の増は、町営住宅整備、消防屯所整備、上有住地区公民館整備の計上が主なものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、12ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

1 款議会費は7,590万7,000円で、前年度比77万2,000円の増は、人件費の増が主なものであります。

2 款総務費は7億5,188万円で、前年度比5,005万7,000円の増は、旧農協畜産会館解体工事費、空き家活用住宅改修工事費の計上が主なものであります。

3 款民生費は10億7,297万5,000円で、前年度比69万1,000円の増は、高齢者生活福祉センターの改修設計業務委託料及び車椅子入浴装置更新費用の計上が主なものであります。

4 款衛生費は3億9,288万3,000円で、前年度比436万9,000円の増は、保健医療介護連携体制構築事業費補助金の計上が主なものであります。

5 款労働費は62万9,000円で、前年度と同額であります。

6 款農林業費は4億106万3,000円で、前年度比2,369万1,000円の増は、農林会館の正面玄関タイル修繕及び自家発電設備更新工事費並びに地域おこし協力隊設置事業費の計上が主なものであります。

7 款商工費は7,484万9,000円で、前年度比88万2,000円の減は、起業奨励金、三陸防災復興プロジェクト2019推進事業委託料の計上、石楠花荘改築事業負担金の減が主なものであります。

8 款土木費は4億3,780万3,000円で、前年度比2,474万7,000円の減は、昭和橋架替事業費負担金、町営住宅新築工事設計業務委託料の計上、橋りょう補修工事費の減が主なものであります。

9 款消防費は3億1,167万7,000円で、前年度比4,748万1,000円の減は、消防屯所敷地造成工事費等の計上、耐震性貯水槽整備工事費及び旧住田分署解体工事費等の減が主なものであります。

10 款教育費は5億1,090万9,000円で、前年度比3,160万9,000円の増は、階段手摺設置等の世田米小学校整備費、有住地区スクールバス整備費、上有住地区公民館新築工事等設計業務委託料の計上が主なものであります。

11 款災害復旧費は3,000円で、前年度比17万8,000円の減であります。

12 款公債費は7億918万6,000円で、前年度比950万7,000円の減は、過疎対策事業債の元

金及び利子の減が主なものであります。

13款諸支出金は1,000万円で、前年度比499万8,000円の増は、まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

14款予備費は323万6,000円で、前年度比39万2,000円の減であります。

なお、平成31年度の主な事業につきましては、既に配付しております別冊の平成31年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。

以上が、一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の99ページをご覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億9,936万5,000円で、前年度当初予算比1,670万9,000円、2.3%の減は、被保険者の減少に伴う保険給付費の減が主なものであります。

一時借入金の借り入れの最高額については、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の115ページをご覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億972万9,000円で、前年度比1,983万9,000円、10.4%の増は、河川改修工事に伴う補償工事費の計上が主なものであります。

地方債につきましては、118ページの第2表のとおりであります。

一時借入金の借り入れの最高額については、2,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明については省略させていただきます。

次に、議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の129ページをご覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7,882万5,000円で、前年度比403万6,000円、4.9%の減は、人件費の減が主なものであります。

地方債につきましては、132ページの第2表のとおりであります。

一時借入金の借り入れの最高額については、1,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明については省略させていただきます。

次に、議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の143ページをご覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億7,763万円で、前年度比666万5,000円、0.7%の減は、地域支援事業費の減が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ154万5,000円で、前年度比10万5,000円、7.3%の増は、ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

一時借入金の借り入れの最高額については、保険事業勘定において5,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明については省略させていただきます。

次に、議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。

予算書の165ページをご覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7,085万8,000円で、前年度比271万1,000円、3.7%の減は、療養給付費の減に伴う広域連合納付金の減が主なものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明については省略させていただきます。

以上、議案第1号から第6号まで、平成31年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。改めて通知は差し上げませんので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（菊池 孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分